



2026年9月15日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 藤 澤 信 義
(コ ー ド	8 5 0 8 ス タ ン ダ ー ド 市 場)
問 い 合 わ せ 先	取締役執行役員 小 田 克 幸
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「G L」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

これまでにお知らせしておりますように、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「J トラストアジア」といいます。）は、タイにおいて、引き受けた転換社債の返済を求める民事訴訟をG Lに対して提起しておりましたところ、タイの裁判所は、2026年8月10日付で、J トラストアジアの請求を概ね認容し、G Lに対して、総額5,522,400,000タイバーツ（約26,508百万円 1タイバーツ=4.8円で換算）及び判決所定の遅延損害金をJ トラストアジアに支払うよう命じる第一審判決を言い渡しております。

当該判決に基づく支払期限は2026年9月9日でしたが、G Lが期限までにこれを履行しなかったため、J トラストアジアは当該判決に基づく強制執行手続に着手しておりましたところ、このたび、タイの裁判所は、G Lに対する強制執行令状を発出するとともに、当該強制執行を実施するための執行官の選任を決定いたしました。

当社グループといたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、損害の回収に最大限努めてまいります。

以 上